

4 (1) 関係機関との協議結果

【栃木県 地域振興課】

指導事項等	配慮内容
国土利用計画法第 23 条第 1 項に基づく届出の可否について、さくら市総合政策課に確認してください。	本計画において、土地売買等の契約（交換や権利金等の一時金を伴う賃借権等も含む）がありませんので、国土利用計画法第 23 条第 1 項に基づく届出は必要ない旨、令和 7 年 9 月 29 日、さくら市総合政策課に確認しました。

【栃木県 県民協働推進課】

指導事項等	配慮内容
1 酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等の必要な措置を行い、20 歳未満の者に販売しないようお願いします。 2 図書类等（DVD・ゲームソフトを含む）を取り扱う場合にはどのような図書類が有害図書類に該当するのかを理解し有害図書類については栃木県青少年健全育成条例第 22 条に基づく区分陳列を実施し、これらを青少年（18 歳未満の者）には閲覧・販売等しないでください。また、陳列箇所に有害図書類は青少年に閲覧・販売できない旨の掲示（大きさ 30 cm×15 cm）を行ってください。	1 酒類、たばこ類を販売する際は、年齢確認等の必要な措置を行い、20 歳未満の者に販売しないよう徹底します。 2 図書类等（DVD・ゲームソフトを含む）を取り扱う際は、どのような図書類が有害図書類に該当するのかを理解し有害図書類については栃木県青少年健全育成条例第 22 条に基づく区分陳列を実施し、これらを青少年（18 歳未満の者）に閲覧・販売等しないよう徹底します。また、陳列箇所に有害図書類は青少年に閲覧・販売できない旨の掲示（大きさ 30 cm×15 cm）を行います。

【栃木県 環境保全課】

指導事項等	配慮内容
・出店後は静穏保持に努め、周辺住民から騒音に関する苦情が発生した場合には、速やかに対策を講じ、誠意ある対応を行うようお願いします。（回答不要） ・3,000 m²以上の土地の形質変更を行う場合、工事着工 30 日前までに一定規模以上の土地の形質変更届出が必要になります。所管する県北環境森林事務所環境対策課（0287-22-2227）と協議してください。	・出店後は静穏保持に努めます。また、周辺住民から騒音に関する苦情が発生した場合には、左記のとおり速やかに対策を講じ、誠意ある対応を行います。 ・3,000 m²以上の土地の形質変更を行いますので、今後、一定規模以上の土地の形質変更届出を行います。なお、9 月 14 日に県北環境森林事務所環境対策課に書類の事前確認をお願いしており、9 月 29 日時点で精査中である旨確認しています。

【栃木県 資源循環推進課】

指導事項等	配慮内容
○栃木県では令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までを計画期間とする資源循環推進計画を策定し、廃棄物の排出抑制を第一にした上で、リサイクルの促進など、循環型社会の形成を推進するための施策を展開することとしております。 出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、食品ロスの削減、エコマークの認定商品等の取扱い拡充及び回収ボックス設置による包装容器の店頭回収等、循環型社会の形成に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。 ○栃木県では令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までを計画期間とする食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロス削減のための施策を総合的に推進することとしております。 出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、食品ロスの発生実態や削減の必要性に関する理解を深め、「てまえどり」の積極的周知等により食品ロス量の削減を図るとともに、未利用食品や規格外品の活用、食品ロス削減に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。	○資源循環推進計画の趣旨を理解しました。食品ロスの削減、エコマークの認定商品等の取扱い拡充及び回収ボックス設置による包装容器の店頭回収等、循環型社会の形成に資する取組に協力します。 ○食品ロス削減推進計画の趣旨を理解しました。食品の取扱いに際し、食品ロス削減に資する取組に協力します。

【栃木県 交通政策課】

指導事項等	配慮内容
・新たな店舗のオープン後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対策をお願いします。 ・市道 U1249 号線が車両の経路としない対策をとるようお願いします。	○店舗のオープン後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議のうえ、必要な対策を講じます。 ・オープン時のチラシに国道 293 号からの来退店を案内します。

【栃木県 道路整備課】

指導事項等	配慮内容
道路法第十五条（都道府県道の管理）のうち、新設、改築の観点から意見なし	—

【栃木県 道路保全課】

指導事項等	配慮内容
1 県管理道路に接道する乗入れ等について、道路構造の改変等がある場合は、道路法第 24 条の承認が必要となりますので、確認をお願いします。 2 計画地内の雨水排水について、県管理排水施設に接続しないで下さい。 ※指導事項については、矢板土木事務所と協議願います。	1 県管理道路（国道 293 号）に接道する乗入れ等について道路構造の改変等がありますので、道路法第 24 条の承認申請を行い、10 月 3 日に許可が下りました。 2 計画地内の雨水排水について、県管理排水施設に接続せず氏家土地改良区が管理する水路に接続します。 ※指導事項については、矢板土木事務所と協議しています。

【栃木県 上下水道課】

指導事項等	配慮内容
汚水排水計画及び雨水排水計画については、さくら市担当課と協議してください。	汚水排水計画及び雨水排水計画については既にさくら市建設課と協議しており、今後、許可申請を行います。

【栃木県 都市政策課】

指導事項等	配慮内容
<景観づくり担当> ・さくら市景観計画に基づく行為の届出の要否について、さくら市都市整備課と協議してください（栃木県景観条例は適用されません）。 ・屋外広告物を設置する場合には、栃木県屋外広告物条例に基づく許可申請について、さくら市都市整備課と協議してください。（協議先：さくら市都市整備課 028-681-1120） <計画担当> ・立地適正化計画に定める都市機能誘導区域外に誘導施設を建築等する場合には届出が必要となりますので、さくら市都市整備課と協議してください。（協議先：さくら市都市整備課 028-681-1120） ・自動車の駐車の用に供する部分の面積が 500 m²以上の路外駐車場の構造及び設備については、駐車場法第 11 条の規定に基づく技術的基準の適合義務が生じますので、さくら市都市整備課（駐車場法担当）に確認してください。（協議先：さくら市都市整備課 028-681-1120）	<景観づくり担当> ・さくら市景観計画に基づく行為の届出が必要であることを確認しており、現在、届出内容についてさくら市都市整備課と協議しています。 ・屋外広告物を設置しますので、今後、栃木県屋外広告物条例に基づく許可申請をする旨、さくら市都市整備課と協議しています。 <計画担当> ・計画地は、立地適正化計画に定める都市機能誘導区域内のため届出が必要ない旨、さくら市都市整備課に確認しています。 ・自動車の駐車の用に供する部分の面積が 500 m²以上となるため、駐車場の構造及び設備について、駐車場法第 11 条の規定に基づく技術的基準に適合している旨、さくら市都市整備課（駐車場法担当）に確認しています。

指導事項等	配慮内容
・駐車場の設置にあつては、「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針（犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針）」に基づく措置を講じるよう努めてください。 (協議先: さくら市都市整備課 028-681-1120) <開発指導担当> ・都市計画法における開発許可について、引き続き栃木県都市政策課と協議してください。 (協議先: 栃木県都市政策課開発指導担当 028-623-2466) <盛土安全推進班> ・盛土規制法の許可等の要否について、栃木県都市政策課盛土安全推進班と協議してください。 (協議先: 栃木県都市政策課盛土安全推進班 028-623-2801)	・駐車場の設置に際し、可能な範囲で「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針（犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針）」に基づく措置を講じます。 <開発指導担当> ・都市計画法における開発許可について栃木県都市政策課と事前協議しており、現在、さくら市と協議しています。 <盛土安全推進班> ・盛土規制法の許可等の要否について、現在、栃木県都市政策課盛土安全推進班と協議しています。

【栃木県 都市整備課】

指導事項等	配慮内容
意見なし	—

【栃木県 建築指導課】

指導事項等	配慮内容
建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例等について、栃木市都市建設部建築指導課（TEL：0282-21-2441）と協議願います。 なお、建築確認申請に関しては、指定確認検査機関との協議でも支障ありません。	建築基準法、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）については、指定確認検査機関と協議中です。栃木県ひとにやさしいまちづくり条例等については、栃木県県土整備部建築指導課と協議中です。建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）については、今後、栃木県県土整備部建築指導課と協議を行います。

【栃木県警察本部 交通規制課】

指導事項等	配慮内容
○ 令和7年7月25日、事前協議終了。 ○ 今後、乗入口の位置に変更が生じた場合は、関係各課と協議し、当課とも再協議願います。	○ 承知しました。 ○ 今後、乗入口の位置に変更が生じた場合は、事前に関係各課及び警察本部交通規制課と再協議を行います。

【栃木県 経営支援課】

指導事項等	配慮内容
指導事項なし	—

【さくら市 生活環境課】

指導事項等	配慮内容
全国的にも店舗の室外機に関する苦情が多くなっています。法令基準値内であっても、近隣の方がより騒音・悪臭等で苦情があった場合には、住民トラブルとならないよう真摯に対応をお願いします。 また、栃木県生活環境の保全等に関する条例（第51条 栃木県カーボンニュートラル実現条例の趣旨にのっとり温室効果ガスの排出抑制のための措置を講ずるよう努めてください。）の順守をお願いします。	左記について承知しました。万一、近隣住民等より苦情を受けた場合には、誠意をもって対応します。 栃木県生活環境の保全等に関する条例を順守します。

【さくら市 農業委員会事務局】

指導事項等	配慮内容
農地転用許可申請が必要です。	農地転用許可申請について事前協議を進めており、10月3日に許可申請書を提出しました。